

令和3年6月24日判決言渡

令和元年（行ケ）第10172号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和3年5月25日

判 決

5

原 告 株式会社日本ソマティックライフ

同訴訟代理人弁護士 岡 本 岳

10

被 告 Y  
主 文

15

- 1 特許庁が取消2017-300297号事件について令和元年11月25日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

20

第2 当事者の主張

1 請求原因

別紙訴状、訴状訂正の申立書及び原告準備書面の第2に記載のとおり。

第3 当裁判所の判断

25

- 1 被告は、適式な呼出しを受けながら本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないから、請求原因事実を争うことを明らかにしないものと認め、これを自白したものとみなす。

2 擬制自白が成立した事実によれば，原告は，要証期間内である平成27年1月31日及び平成28年6月4日に，子育てに関する内容を内容とするワークショップを開催し，当該ワークショップにおいて，「チャイルドスペースジャパン」及び「Child' Space Japan」の文字からなる商標を使用して役務の提供を行い，当該ワークショップを開催するに当たり，本件商標（社会通念上同一と認められるものを含む。）を付したチラシを頒布したことが認められるから，原告は，要証期間内に，指定役務である「技芸・スポーツ又は知識の教授，セミナー・講習会の企画・運営又は開催及びこれらに関する情報の提供」について，商標法2条3項8号に規定する商標の「使用」をしたということができる。

3 以上によれば，原告主張の取消事由は理由があるから，これと異なる本件審決の判断は取り消されるべきである。

よって，主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第4部

裁判長裁判官

菅 野 雅 之

20

裁判官

中 村 恭

25

裁判官

岡 山 忠 広